

建設省厚契発第38号
平成10年10月1日
最終改正 平成20年1月30日 国地契第59号

各地方建設局長・各附属機関の長あて

国土交通省大臣官房長

建築設計業務委託契約書の運用基準について

平成10年10月1日以降に締結する建築設計業務委託契約に係る建築設計業務委託契約書については、「建築設計業務委託契約書の制定について」（平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号）をもって通知されたところであるが、その運用基準を左記のとおり定めたので、取扱いに遺憾なきを期せられたい。

記

対象業務関係

建築設計業務委託契約書は、設計業務を対象とする。なお、本契約書は、基本設計から実施設計までを一貫とした業務として、同一の相手方と委託契約する場合を念頭に構成されたものである。

第2条関係

第1項において、本契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除といった行為については、その明確化を図るため、書面で必ず行うこととされたので、その趣旨を十分配慮し遺憾のないよう措置すること。

第3条関係

- (1) 第1項の「○日」については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (2) 第2項の「○日」については、履行期間、業務の態様等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第4条関係

[注]において、「契約の保証を面除する場合」とは、次の各号の一に該当する場合をいう。

- 一 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により契約書の作成を省略できる建築設計業務委託契約である場合
- 二 一般的な業務であって、業務の内容及び性格等から契約の保証の必要がないと認められる場合

第 7 条関係

[注]における条文(A)(B)の選択に当たっては、原則として、条文(A)を選択することとし、次の各号の一に該当する場合に条文(B)を選択すること。

- 一 象徴性、記念性等が極めて高く、他の類似の建築がなされることを確実に回避する必要がある場合
- 二 同一又は類似の設計に基づく建築を繰り返し行う場合

条文(A)第 8 条関係

第 1 項第二号の「前号の目的」については、設計業務を分割して委託し、業務の継続が困難となった場合等において、成果物を利用して建築物を完成するため、乙より引渡しを受けた成果物を甲又は甲の委託する第三者が利用できるものであること。

第 12 条関係

第 3 項の「その他必要な事項」とは、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の住所、委任し又は請け負わせた業務の内容、当該業務の担当責任者の名称等を含むものであること。

第 14 条関係

第 4 項は第 2 条第 1 項の特則を規定したものでなく、契約書でなく設計仕様書において権限が創設される調査職員の指示又は承諾について、原則、書面によることを定めたものである。

第 17 条関係

契約の履行についての報告とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、業務計画書等の履行計画についての報告も含むものであること。

第 22 条関係

第 2 項の「増加費用」とは、中止期間中、業務の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するために必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、業務を再開するため労働者、機械器具等を作業現場に搬入する費用等をいう。

第 26 条関係

- (1) 第 1 項の「履行期間の変更」とは、第 19 条、第 20 条第 5 項、第 21 条、第 22 条第 2 項、第 23 条第 3 項、第 24 条、第 25 条第 1 項及び第 2 項並

びに第 39 条第 2 項の規定に基づくものをいう。

- (2) 第 1 項の「○日」については、履行期間、業務の態様等により 14 日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (3) 第 2 項にいう「履行期間の変更事由が生じた日」とは、第 19 条においては、調査職員が修補の請求を行った日、第 20 条第 5 項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第 21 条においては、設計仕様書等の変更が行われた日、第 22 条第 2 項においては、契約担当官等が業務の一時中止を通知した日、第 23 条第 3 項においては、設計仕様書等の変更が行われた日、第 39 条第 2 項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。

第 27 条関係

- (1) 第 1 項の「業務委託料の変更」とは、第 19 条、第 20 条第 5 項、第 21 条、第 22 条第 2 項、第 23 条第 3 項、第 25 条第 3 項及び第 39 条第 2 項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第 1 項の「○日」については、履行期間、業務の態様等により 14 日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (3) 第 2 項にいう「業務委託料の変更事由が生じた日」とは、第 19 条においては、調査職員が修補の請求を行った日、第 20 条第 5 項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第 21 条においては、設計仕様書等の変更が行われた日、第 22 条第 2 項においては、契約担当官等が業務の一時中止を通知した日、第 23 条第 3 項においては、設計仕様書等の変更が行われた日、第 25 条第 3 項においては、契約担当官等が同条第 1 項又は第 2 項の請求を行った日、第 39 条第 2 項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。
- (4) 第 3 項の「乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第 19 条、第 19 条、第 22 条第 2 項、第 25 条第 3 項及び第 39 条第 2 項の規定に基づくものをいう。

第 30 条関係

第 1 項の「○日」については、履行期間、業務の態様等により 14 日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第 35 条関係

第 1 項において、前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証

金額は、減額後の前払金額を下らないこと。

第 36 条の 2 関係

第 5 項の「○日」については、履行期間、業務の態様等により 10 日とすることが妥当ではない場合は、当該事情を斟酌の上、14 日未満であり、かつ、必要な範囲で伸張し又は短縮した日数を記載できるものであること。

第 37 条関係

第 2 項の「○日」については、履行期間、業務の態様等により 14 日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第 37 条の 2 関係

契約担当官等は、落札決定前に契約書の案を競争参加者に提示するとき、次に掲げる事項を了知させること。

- (1) 各会計年度における業務委託料の支払の限度額（○年度○%と割合で明示すること。）
- (2) 各会計年度における業務委託料の支払の限度額及び履行高予定額は、受注者決定後契約書を作成するまでに落札者に通知すること。

第 41 条関係

- (1) 検査期間は、遅延日数に参入しないこと。
- (2) 履行期間内に業務が完了し、検査の結果不合格の場合には、完了した日から契約書記載の業務完了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。

第 49 条関係

本条を採用する場合には、鑑定等の費用、調停人に対する謝礼等紛争の処理に要する費用の負担については、あらかじめ定めておくこと。